

埼玉版FEMA

埼玉県防災人材育成指針

令和 8 年 9 月

埼玉県

目次

第1章 策定の趣旨.....	1
1 策定の背景.....	1
2 策定の目的.....	2
3 本指針の位置付け	2
第2章 防災人材育成の現状と課題	3
1 近年の災害事例.....	3
2 災害対応の難しさ	8
3 国及び他県の動向	10
4 埼玉版F E M A等の取組	11
第3章 目指すべき防災人材像	12
1 目指すべき防災人材像	12
2 習得すべき5つの能力	12
第4章 防災人材育成の方向性	13
1 防災人材育成の方法	13
2 防災人材育成プログラム	15

第1章 策定の趣旨

本章では、防災人材育成指針の策定の趣旨として、策定の背景や目的、本指針の位置づけを定めます。

1 策定の背景

本県は、「**激甚化・頻発化する自然災害などへの危機対応**」という時代の転換期における歴史的な課題に直面しています。

これまで、平成23年東日本大震災をはじめ平成25年竜巻災害、平成26年大雪災害、令和元年東日本台風、令和2年からの新型コロナウイルス感染症、令和7年道路陥没事故など様々な危機事案が発生し対応してきています。

また、マグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に約70%の確率で発生し、本県においても大きな被害が予測されるとともに、昨今の国際情勢を踏まえて国民保護事案等にも備えていく必要があります。

県では、危機・災害対策として、「自助」や「共助」を含めたあらゆる対策を推し進めていますが、「公助」として県に求められる役割は依然として大きい状況にあります。

そうした中、県では令和2年度から「**埼玉版FEMA**」に取り組み、様々な「**シナリオに基づく訓練**」を繰り返し実施することで、市町村、消防、警察、自衛隊をはじめとする関係機関同士の強固な連結を図り、県全体の災害対応力の向上を図ってきました。

さらに令和7年度には関係機関との情報共有の迅速化と戦略的な目標設定を図るため、「**埼玉県危機・災害対応プロトコール**」を策定したところです。

これらの取組を有効に機能させるには、埼玉版FEMAのシナリオやプロトコールを職員一人一人に浸透させていく必要があります。

また、大規模災害時には職員自身や家族も被災する可能性がある中で、膨大な量の業務に昼夜問わず対応し、他部局への支援や市町村への応援職員も多数派遣する必要があることから、全職員が危機・災害に『**自分事**』の意識を持って、ワンチームで対応に当たる必要があります。

さらに、災害対応の経験がある職員の絶対数がそもそも少ないことや、退職や人事異動もあることから、全職員の業務遂行や組織運営等の的確な『**災害対応能力**』の向上も図る必要があります。

このように本県における県民の安全・安心な暮らしを確保するためには、**防災人材育成**の強化が課題となっている背景があります。

2 策定の目的

こうした課題に対応するためには、全職員が埼玉版FEMAのシナリオやプロトコールを活用しながら、起こりうる災害を『自分事』としてとらえ、的確な『災害対応能力』を備えた防災人材の育成が不可欠となります。

そこで、本県における防災人材の育成を計画的・効果的に推進するため、目指すべき職員像や必要な能力を明らかにした「埼玉県防災人材育成指針」（以下、「本指針」という）を埼玉版FEMAの取組として策定することとしました。

3 本指針の位置付け

（１）彩の国人材開発ビジョンとの関係

「彩の国人材開発ビジョン」を危機・災害対応分野で補完し、『日本一暮らしやすい埼玉』実現に向けた職員の人材育成や確保を推進するものとします。同ビジョンでは、人材開発の目標となる、埼玉県の求める県職員像を「生き生きと働き、自らのスキルを高め、新たな課題に主体的かつ果敢にチャレンジし、成果を生み出す職員」とし、人材開発の目的として以下が掲げられています。

ア 「県民本位・県民が主語」の県政を実現する。

イ 「変化に迅速に対応」する県政を推進する。

ウ 女性職員をはじめとした全ての職員が能力を発揮し、活躍できる県庁とする。

上記を踏まえて、防災人材育成でも「県民が」安心・安全な暮らしを実現すること、災害が激甚化・頻発化する「変化に迅速に対応」すること、全ての職員が能力を発揮し、活躍できることを目的とします。

また、同ビジョンの「第２部 ３ 人材開発の具体的な取組」には、「（１）職場における能力開発」や「（２）研修所研修や派遣研修等での能力開発」などが掲げられており、本指針はここに位置づけます。

（２）埼玉県地域防災計画との関係

埼玉県地域防災計画では、「第１編 第１章 第３節 防災の基本理念」では、１項目に「被害の最小化と埼玉版FEMAの推進による災害対応力強化」が掲げられています。

また、「同編 第２章 第２節 第１ 県の体制」では、１０項目に県は災害時の応急対策等を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し、県の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施するとされており、本指針はここに位置付けます。

第2章 防災人材育成の現状と課題

本章では、防災人材育成の現状と課題として、近年の災害事例や災害対応の難しさ、国及び他県の動向や埼玉版FEMA等の取組を定めます。

1 近年の災害事例

(1) 平成28年4月熊本地震

震度7を2回観測するなど甚大な被害が発生した熊本地震では、「平成28年熊本地震に関する熊本県職員アンケート調査結果報告書」によれば、多くの職員が被災しながら、様々な災害業務に従事しなければならない状況でした。

- ・ 全県職員（3,600人）のうち、①自身・家族負傷3%、②住宅被害（半壊以上8%、一部損壊50%）、③地震後1週間の宿泊先（車中泊32%、避難所12%、親戚知人等13%、職場4%）であった。
- ・ 職員が行った業務は、職員の安否確認45%、職場の被災確認48%、関係機関からの情報収集42%、住民からの電話対応12%、マスコミからの電話対応7%のほか、他部局応援30%、市町村業務50%となっており、市町村業務のうち、避難所支援60%、市町村災対本部支援15%、県との連絡業務13%、罹災証明30%、住家被害10%であった。
- ・ 災害対応ではマニュアル不備や引継不足、平時からの訓練や研修の不足、上司のマネジメント不足などが挙げられた。

(2) 令和6年1月能登半島地震

山間部で多くの孤立集落などが発生した能登半島地震では、「令和6年能登半島地震に係る石川県職員アンケート」によれば、元日で職員が著しく不足する中で臨機応変に対応を行いました。

- ・ 全県職員（1,400人）の41%が3時間以内に参集し、発災後3日間の出勤率は約40%で推移。最初の3連休（1月6日～8日）は、出勤率が約30%程度で推移。特に危機管理監室の出勤率は、発災後1週間は90%で推移した。
- ・ 約7割の職員が災害対応を経験し、約25%は市町へ派遣され、2週間以内の短期派遣が半分以上を占めた。
- ・ 約半数の職員が通常業務の休止や中止、事務分担を見直し、人手が著しく不足した業務は、自衛隊・消防調整53%、ボランティア調整52%、電力・ガス等対応50%、生活再建支援50%、土木施設（道路・河川等）の対応49%であった。
- ・ 執務要領に基づき業務を実施した職員が約2割で、約6割の職員は上司の指示や自身の判断で臨機応変な対応を実施

以上から、災害は勤務時間外に発生することも多く、職員の多くが被災するなど厳しい参集率の中で、自部局の対応のほか、他部局の応援や市町村への派遣など、想定外の業務も含め誰もが臨機応変に業務にあたることとなります。また、平常時から訓練や研修により個々人の災害対応能力を高めておくことも重要です。

(3) 本県の近年の主な災害事例

平成23年3月東日本大震災



津波被害（宮古市 HP）と南栗橋液状化被害（久喜市 HP）

①概要

- ・平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9を記録し東北地方を始め埼玉県内にも大きな被害をもたらした。

②主な被害

- ・震度6弱（宮代町）、震度5強（さいたま市、川口市、熊谷市など20市町）
- ・人的被害 死者1人、負傷者104人
- ・住家被害 全半壊223棟、一部損壊16,511棟 久喜市、加須市では液状化被害
- ・火災発生 12件

③主な対応

- ・3月11日14:46 県災害対策本部を設置
- ・緊急消防援助隊として366隊1304名が88日間、茨城県、岩手県、福島県で活動
- ・帰宅困難者及び県内外の被災地に県の備蓄物資を提供
- ・福島原子力発電所事故に伴う計画停電への対応や福島県双葉町の避難民を受入れ

平成25年9月竜巻災害



越谷市内における竜巻と家屋被害（埼玉県撮影）

①概要

- ・平成25年9月2日14時頃、さいたま市岩槻区で発生した竜巻は、北東方向に進行し、越谷市、松伏町、千葉県野田市を通過し茨城県坂東市に至った。
- ・竜巻の強さ藤田スケールF2、被害の範囲の長さは約19km、幅は約300m。

②主な被害

- ・人的被害 重症3人、中等症2人、軽症70人
- ・住家被害 全壊31棟、大規模半壊62棟、半壊135棟
- ・停電最大27,000棟、道路被害、農業被害（農作物被害、農業用パイプハウス倒壊）

③主な対応

- ・県警本部約550人、15消防本部352人、埼玉DMAT隊が救助活動
- ・越谷市、松伏町に災害救助法適用（4号基準）、政府調査団が被災地視察
- ・避難所開設は越谷市6か所、松伏町2か所 ・越谷市に被災者生活再建支援法適用
- ・防災ヘリによる上空偵察、越谷、中央防災基地のブルーシート1,500枚を越谷市へ提供
- ・県営住宅116戸、国家公務員宿舎6戸の無償提供
- ・がれき処理（越谷市8,000トン処理ほか）

平成26年2月大雪災害

大雪



秩父市内の道路除雪と熊谷ドーム屋根の損壊(埼玉県)

①概要

- ・平成26年2月14日早朝から雪が降り続き、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなるなど、観測開始以降最大の積雪量であり、立ち往生車両の救助や多くの孤立集落が発生し、除雪解消までに時間を要した。

②主な被害

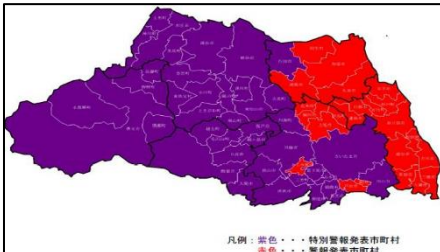
- ・人的被害 計462人(うち死亡3人)
- ・住家被害 半壊・一部損壊10件
- ・県有施設 「くまがやドーム」屋根破損
- ・農業被害 計229億円

③主な対応

- ・2月15日県大雪被害対策体制を施行
- ・2月17日秩父市など7市町に災害救助法を適用。自衛隊へ災害派遣を要請
- ・防災ヘリ、県警ヘリによる物資投下及び救出作業の実施。県、県警、自衛隊による孤立集落への物資搬送等を実施
- ・孤立集落は2月17日時点で7市町33地区であったが、完全な孤立解消は2月27日となった。

令和元年東日本台風

台風



東松山市河川氾濫と特別警報発表地域(紫)(埼玉県撮影)

①概要

- ・令和元年10月12日から13日にかけての令和元年東日本台風では、記録的な大雨により、川越市、東松山市、坂戸市を中心に甚大な被害が発生した。

②主な被害

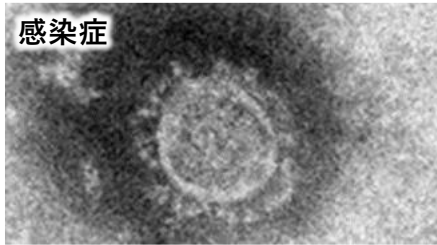
- ・人的被害 死者4人、負傷者33人
- ・住家被害 7,157棟(うち全壊107棟)
- ・県管理河川 決壊2か所、溢水・越水55箇所
- ・農林業 農作物 約161ha等
- ・県管理施設 県営公園2公園で浸水、1公園で施設破損、秩父ミュージアムパーク地すべり
- ・教育施設 設備破損・故障189校等

③主な対応

- ・10月12日県災害即応室設置→同日中に災害対策本部設置
48市町村に災害救助法適用
- ・10月13日自衛隊に災害派遣要請、防災ヘリ・県警ヘリによる活動
- ・11月 1日被災者生活再建支援法適用(県内全域)
- ・12月23日県台風災害復旧・復興推進会議設置

令和2年新型コロナウイルス感染症

感染症



新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真(国立感染症研究所 HP)と
COVMAT による助言の様子(埼玉県撮影)

①概要

- ・令和元年12月に中国武漢で原因不明の肺炎が確認されて以降、瞬く間に世界各国で流行が確認された。県でも令和2年2月に初の陽性者が確認されて以降、第1派から第8派まで感染者の増減を繰り返し、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更され、1つの区切りを迎えるまで3年を要した。

②主な被害

- ・ウイルス感染による直接的な人的被害のほか、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う、不要不急の外出自粛要請、飲食店における営業時間の短縮要請、施設の使用制限等要請などもあり、県民の生活・経済ともに大きな影響を及ぼした。

③主な対応

- ・令和2年2月 新型コロナウイルス対策本部設置(任意)
- 3月 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部設置
新型感染症専門家会議を開催(以降も随時開催)
- 7月 感染症対策の専任組織として感染症対策課を新設
- ・令和5年5月 対策本部を廃止(本部会議開催は計88回)

令和7年1月八潮市道路陥没事故

事故災害



八潮市道路陥没事故現場(埼玉県撮影)

①概要

- ・令和7年1月28日午前9時49分、八潮市中央一丁目地内の県道松戸草加線中央一丁目交差点で道路陥没が発生し、走行中のトラック1台が巻き込まれ陥没穴に転落。流域下水道管の破損に起因する事故であり、その後陥没穴は拡大し土砂流入等により作業は困難を極め、運転手の救出には3か月以上を要した(5月2日)。

②主な被害

- ・人的被害 死者1人、重軽傷2人(消防局隊員)、陥没穴付近の住民は、避難所・ホテル等への避難を余儀なくされた。
- ・12市町の約120万人に対して、下水道利用の自粛要請を行い、住民の生活・仕事に影響があった。

③主な対応

- ・1月29日県危機対策会議(以降順次開催)、県リエゾンを八潮市役所に派遣
- ・2月11日県災害対策本部会議を設置、1月29日に遡り災害救助法を適用
- ・5月2日運転手の救出活動が完了
- ・5月16日トラックのキャビン部分の引き上げ完了。災害対策本部閉鎖

以上のように本県においても様々な危機・災害が発生しており、例えば次のような課題がありました。

- ・ 庁内や関係機関からの情報収集や情報の集約化が迅速にできなかった。
- ・ 県と市町村や関係機関との情報共有が不十分で、連携がうまくできなかった。
- ・ 災害対応に当たり、体制が確立されておらず、目標や方針も曖昧で計画期間の設定がなく、場当たりの対応になってしまった。
- ・ いつまでに誰が、何をするか分からず時間だけが過ぎていってしまった。
- ・ 災害対応に当たる人の意識や能力に大きな差があった。災害対応が長期化した、ルールが決まっておらず円滑な引継ができなかった。
- ・ 被災市町村の人員が不足するとともに、災害対策本部事務局の人員が不足し、24時間対応に支障があった。
- ・ 事務局の組織編制やオペレーションルームの配置方法が適切でなかった。
- ・ マニュアルや様式が不十分で効果的な対応ができなかった。

こうした課題に対して、本県では地域防災計画や業務継続計画、新型インフルエンザ等行動計画の見直しや広域受援計画の策定、各種マニュアルの見直しのほか、被害情報等を収集する災害オペレーション支援システムの強化や、災害対策本部体制の見直し、彩の国災害派遣チームの設置などの取組を行ってきました。

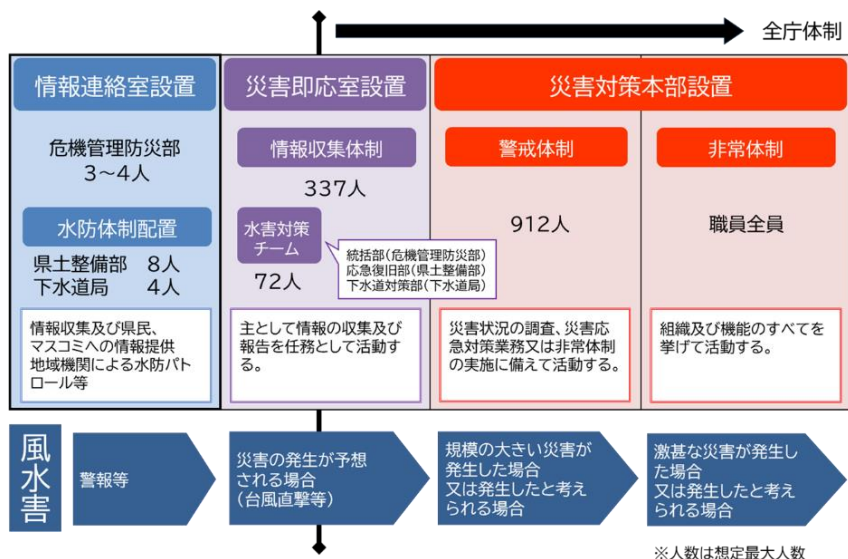
さらに、令和2年度からは埼玉版FEMAを推進し、シナリオに基づく訓練やプロトコルを策定し関係機関との強固な連結を推進してきました。

しかし、こうした各種計画、制度や埼玉版FEMAで作成したシナリオやプロトコルも一部の職員には理解されているものの、全職員までは浸透しておらず、職員1人1人を防災人材として育成することが課題となっています。

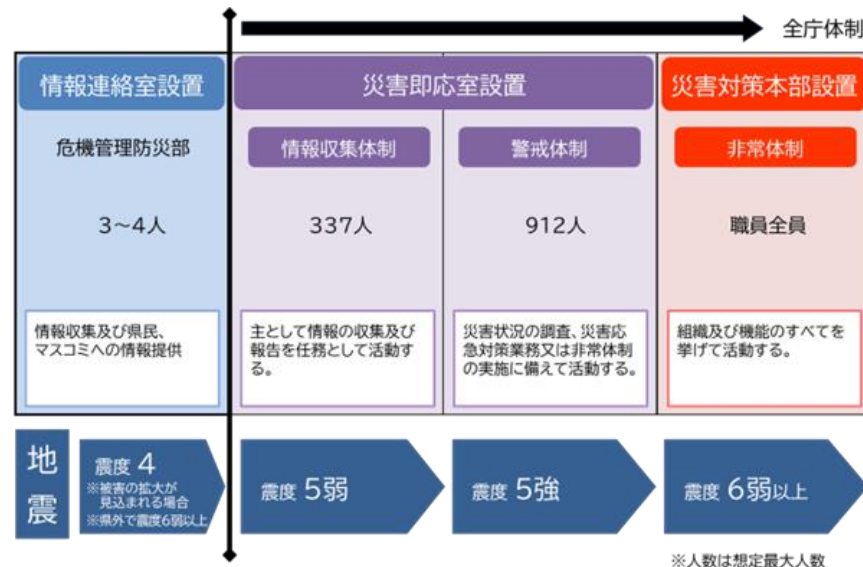
2 災害対応の難しさ

災害対応の難しさとして、災害時は平常時と組織の名称や指揮命令系統が大きく異なることや、多くの業務は災害時に初めて行うことが挙げられます。

【風水害等時の体制】



【地震時の体制】



【災害対策本部の組織】

本部会議					
本部長	知事	部	部長	支部	支部長
		統括部	危機管理防災部長	さいたま支部	さいたま県税事務所長
副本部長	副知事 危機管理防災部長	渉外財政部	企画財政部長	川口支部	南部地域振興センター所長
		総務部	総務部長	朝霞支部	南西部地域振興センター所長
本部長	公営企業管理者 下水道事業管理者 各部長 会計管理者 知事室長 企業局長 下水道局長 教育長 副教育長 警察本部長 議会事務局長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長	県民安全部	県民生活部長	春日支部	東部地域振興センター所長
		農林対策部	農林部長	上尾支部	県央地域振興センター所長
		給水部	企業局長	川越支部	川越比企地域振興センター所長
		産業対策部	産業労働部長	所沢支部	西部地域振興センター所長
		環境対策部	環境部長	行田支部	利根地域振興センター所長
		救援福祉部	福祉部長	熊谷支部	北部地域振興センター所長
		医療救急部	保健医療部長	秩父支部	秩父地域振興センター所長
		応急復旧部	県土整備部長		
		住宅対策部	都市整備部長		
		下水道対策部	下水道局長		
		輸送部	会計管理者		
		文教部	副教育長		
		議会部	議会事務局長		
		応援部	人事委員会事務局長		
		警察本部	警察本部長		

【統括部の組織】

指令室	情報班	被害、対応情報の収集整理、分析、提供
	危機総務班	本部会議室の運営、統括部の服務、予算、財務、庶務
	通信設備班	通信の確保、各種防災システム、施設設備の維持管理
	市町村班	市町村の被害、要請への対応、避難者、人的、生活再建支援
	国他県班	国、知事会、九都県市等からの受援又は応援調整
	部隊調整班	救助、消火、救急等に係る警察、消防、自衛隊、DMAT等の調整
	物流オペレーションチーム	救援物資の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の決定、輸送
	燃料チーム	重要施設、緊急車両等への燃料供給
	危険物対策班	危険物施設の被害、対応情報の収集整理、安全確保

さらに、災害対応経験が乏しいがゆえのマニュアルの不十分さ、発災後短時間で膨大な業務が発生する一方で職員の被災等による人員不足、また、いわゆる「戦場の霧」のように情報が不完全かつ錯綜し、刻々と変化することで状況把握が困難になる等の特徴もあります。

【平常時と災害時の違い】

項目	平常時	災害時
組織・役割	平常時業務に適した組織で役割や担当も明確	機能別組織となり、平常時と名称や役割が変わる。例えば危機管理防災部は本部運営や市町村支援、物資供給等を行う統括部となる。
指揮命令系統	ラインの上司、部下も明確で指揮命令系統は確立。基本的にはボトムアップの決裁	平常時と異なる指揮命令系統になり、被災等で職員が欠けている可能性もある。災害時は時間的制約もあることから様々な階層の指揮者がトップダウンで迅速に判断決断する必要がある。
マニュアル類や様式	平常時の業務マニュアルや様式を整備、BCPに基づく優先業務を選定	BCPで優先業務を選定しているが、経験の少ない災害時業務ほどマニュアル（フロー、連絡先、様式等）が不十分で、必ずしも実践的な内容となっていない。
業務量と人員	毎年度、業務量に対する適正な人員配置となるよう見直し	平常時にない膨大な業務量が発生し、埼玉県業務継続マネジメント方針に基づく調査の結果でも発災後、職員被災もあるため、かなりの人員不足が予測される。
情報	通信状態などが正常で的確に入手可能	被災により通信の輻輳や途絶も予測され、情報入手が困難になり錯綜する中で、刻々と変化する状況を正確に把握することが難しくなる。
業務経験	担当ごとに過去の業務経験等も勘案しながら人員配置	全国に比べれば本県は比較的災害が少ないことに加え、職員は2、3年のサイクルで人事異動があり、退職もあることから、多くの職員は災害経験が乏しく、初めて災害対応を経験することになる。

以上のように、平常時は組織内の役割や担当、業務内容、業務フロー、関係機関との窓口も明確になっています。仮に人事異動初日であっても、引継書やマニュアル等で自身の役割を確認することができ、定型化された業務フローにより業務を執行することができますが、災害時は基本的に平常時とは大きく異なり、多大な負荷がかかる状態に置かれます。

このような災害対応の難しさから生じる課題として、①災害時に何が起こるか想像力（イメージ）が働かない、②想像力が働かないため、災害を自分事として準備できない、③準備していないため、災害時に業務を遂行できない、④基幹職員として、関係者と調整しながら上司の補佐や部下を統率するなどマネジメントができない、⑤幹部職員として、全体状況を踏まえて意思決定することができないなどあります。

そのため、防災人材育成により段階的に解決を図っていく必要があります。

3 国及び他県の動向

(1) 防災庁設置

国では、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として令和8年度に「**防災庁**」を設置します。

防災庁が担う具体的な事務には「**体系的な人材育成システムの充実・強化**」があり、「**防災大学校（仮称）**」の設置検討も盛り込まれるなど、教育・訓練機能の充実が掲げられています。

防災庁の概要

■防災庁の機能

- 内閣直下に設置 ●災害対応力の強化に必要な予算・人員の確保
- 総理大臣を組織の長、事務を統括する防災大臣を配置 ●内閣府防災担当を発展的に改組
- 尊重義務を伴う各府省庁への勧告権等

■防災庁の果たすべき役割

平時から発災時、復旧・復興までの一貫した司令塔機能

(2) 三重県

三重県では南海トラフ地震や激甚化する風水害の状況に加え、社会の変化に応じて被害の発生形態も変化していること、一旦災害が発生すれば、被災者の生活再建と地域社会のより良い復興を早期に成し遂げるため、スピード感のある復旧・復興が必要となることなどを背景に、令和2年に「**三重県職員防災人材育成指針**」を策定しました。

その中では目指すべき職員像について【県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員】と掲げ、「役割別」、「階層別」で研修等を実施することとし、毎年、研修計画等を定めた「**三重県職員防災人材育成計画**」を策定し取り組んでいます。

(3) 広島県

広島県では県・市町共同で防災人材の確保や育成への取組を行っており、令和4年度から県・市町職員の合同研修や人事交流の実施、「**県・市町防災人材育成会議**」を設置しています。

また、令和6年度からは、全国初の「**防災職**」を新設し採用を開始（令和6年度は3人が入庁）。さらに、「県・市町防災人材協議会」を設置し、職員の災害対応に関する知識の習得等を目的として研修や訓練を実施しています。

以上のような**国の防災庁、広島県や三重県の取組なども参考にしながら、本県においても防災人材育成を計画的に進めていく必要があります。**

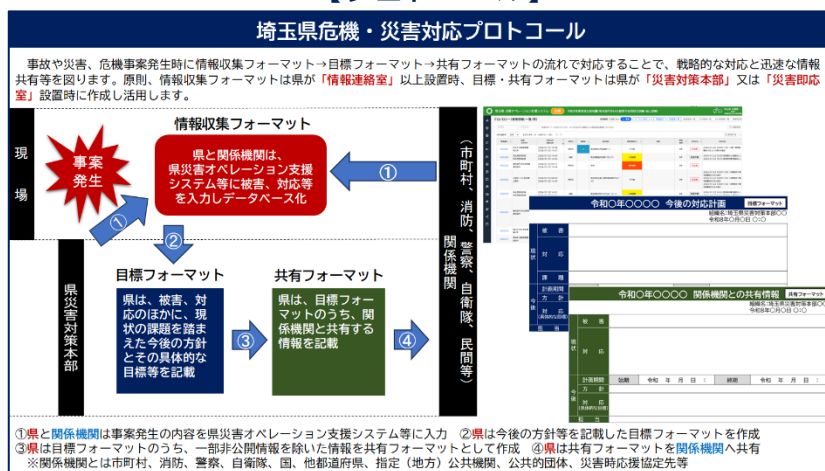
4 埼玉版F E M A等の取組

本県では、これまでも本部対応や防災活動拠点運営、市町村派遣職員などの人材育成のため、様々な訓練や研修等を行っていますが、令和2年度からは県独自の取組として、米国F E M Aを参考に「**埼玉版F E M A**」を推進しています。

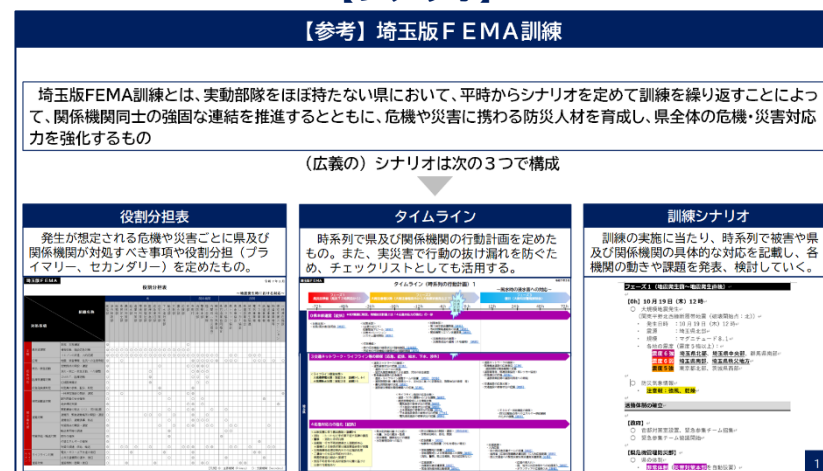
「埼玉版F E M A」は、実働機関をほぼ持たない県が、平時からシナリオ作成や訓練を繰り返すことで、市町村、消防、警察、自衛隊のほか、関係民間事業者等との強固な連結を推進し、県全体の災害対応力を強化するものです。

年度	取組内容
令和2年度	埼玉版F E M A図上訓練を開始 初年度は風水害をテーマに4回実施、以降、様々な危機・災害をテーマに年6回実施 令和2年度～令和7年度まで計34回実施。延べ1,619機関が参加
令和5年度	埼玉版F E M A訓練の全庁展開を開始
令和7年度	「埼玉県危機・災害対応プロトコル」策定 危機・災害対応時の情報共有の迅速化と戦略的な目標設定等を目的として策定
令和8年度	防災人材育成を開始

【プロトコル】



【シナリオ】



これまでに多数の機関が参加し、関係機関の強固な連結を推進しています。しかし、埼玉版F E M Aのシナリオ、プロトコル等は十分に浸透しておらず、実践的に活用するには課題があります。

第3章 目指すべき防災人材像

本章では、これまでの現状や課題等を踏まえて、目指すべき防災人材像と習得すべき5つの能力を定めます。

1 目指すべき防災人材像

前述した彩の国人材開発ビジョンや地域防災計画、防災人材育成の現状や課題等を踏まえて、本県の目指すべき防災人材像を「埼玉版FEMAのシナリオやプロトコル等を活用しながら、危機や災害を自分事としてとらえ、ワンチームの防災魂で県民の命と生活を守りぬく職員」として育成します。

▶**防災魂で県民の命と生活を守りぬく職員**

2 習得すべき5つの能力

目指すべき防災人材像を実現するため、本指針では各職員が習得すべき5つの能力として以下を設定します。

能力名	能力の内容
①災害想像力	危機や災害の種類、特徴、被害等のイメージができる。
②災害準備力	災害への準備（基礎的知識の習得）や心構え（危機管理の要諦）ができている。危機や災害を自分事として平時から研修、訓練に主体的に参加する。
③業務遂行力	指示に基づき的確に関係者と調整し、個別業務の遂行ができる。埼玉版FEMAのシナリオやプロトコルを理解し活用できる。
④組織運営力	的確に幹部の補佐や部下を統率し、部や班などの組織マネジメントができる。
⑤意思決定力	的確に状況判断し、部など組織全体の戦略的な意思決定や資源配分ができる。

第4章 防災人材育成の方向性

本章では、防災人材育成の方向性として、防災人材育成の方法や防災人材育成プログラムを定めます。

1 防災人材育成の方法

目指すべき防災人材を育成するため、発災時に求められる役割に対応した「階層」を設定し、階層に応じた体系的な訓練や研修を行うことによって、防災人材の計画的な育成を図ります。

また、これまで県で実施してきた各種の研修や訓練等に加え、職員の役割に応じた新たな研修を実施することで、職員の5つの能力の取得を図り目指すべき防災人材像を実現します。

(1) 役割別実施

職員を幹部職員（部長級等）、基幹職員（各班長等）、一般職員の役割別に、前章の取得すべき能力を設定して人材育成を行うとともに、市町村やその他防災関係機関にも参加してもらうことで県全体の災害対応力の向上を図ります。

【役割と習得すべき能力】

役割		習得すべき能力
幹部職員	災害対策本部各部長、副部長等として、各部の災害対応に係る状況判断や意思決定を行う。	①災害想像力 ②災害準備力 ③業務遂行力 ④組織運営力 ⑤意思決定力
基幹職員	災害対策本部各部の班長、副班長等として、幹部の補佐や部下を統率し、組織運営を行う。	①災害想像力 ②災害準備力 ③業務遂行力 ④組織運営力
一般職員（全職員）	災害対策本部要員として、平常時から想像力を働かせ自分事として準備し、災害時は的確に業務遂行を行う。	①災害想像力 ②災害準備力 ③業務遂行力

【習得すべき能力との関係図】



【防災人材育成のイメージ】



(2) 人材育成方法

人材育成は**職場研修**、**外部研修**（内閣府防災スペシャリスト研修、講演会、展示会等）、**外部派遣**（内閣府防災や政策研究大学院大学等）、**視察・調査・交流**、**実災害対応**等により図ります。

職場研修は、OJTのほか講義型や体験型、図上訓練や実動訓練等で行い、対面、オンライン、動画視聴など多様な方式で目的に応じてより効果の高い方式、組合せにて実施します。

主な研修方式と効果は以下のとおり。

【研修方式と効果】

項目	知識	実践 スキル	判断力	チーム ワーク	備考
講義形式	◎	△	△	△	オンライン併用等で参加者の拡大が図れる。
動画配信	◎	△	△	△	対象者を広く見込めるが知識のみの習得になりがちで継続受講の仕組みが必要
ケーススタディ	◎	○	◎	○	目的とする能力取得に有効だが、1回当たりの参加人数への考慮が必要
グループワーク	○	○	◎	◎	目的とする能力取得に有効だが、1回当たりの参加人数への考慮が必要
状況付与型 ロールプレイング	○	◎	◎	◎	幅広い能力取得が期待できるが、シナリオ、参加機関の選定・調整等の熟考が必要

(3) 育成計画

毎年度、別に**防災人材育成プログラム**を定めて実施します。

(4) 習熟度評価

防災人材育成研修を評価するため、**アンケート**や**習熟度評価**等を実施し、PDCAサイクルを回します。

各研修の前後で確認テスト等を用いて習熟度評価を実施し、評価項目は、研修が意識・知識・行動に及ぼす効果を測るものとします。

また、研修参加者には研修企画に対してのアンケートも実施し、適宜研修に反映するものとします。

2 防災人材育成プログラム

別に定める**防災人材育成プログラム**に含める内容は、以下を参考にして年度のテーマ、各研修の対象者、開催時期、回数・時間、研修の目的（習得すべき能力等）、評価方法などとします。

（１）職場研修

対象者	日時等	研修目的	研修内容	能力
㊦県幹部職員	オンライン開催＋動画配信 (1回1時間半) 1回30人程度	部長等が全般的な災害対応知識を学び、判断や意思決定能力の向上	講義：防災専門家(1時間、災害対応全体像の把握、判断意思決定能力の向上)、埼玉版FEMA推進幹(30分、埼玉版FEMA) 実践：目標フォーマットの説明・質疑応答(指揮命令権者演習)	①②③④⑤
㊧県基幹職員	対面開催2回＋動画配信 (1回3時間) 1回50人程度	班長等が幹部報告や一般職員の指揮統制など実践的な能力を習得	講義：基幹職員の心構え、幹部報告、指揮統制の紹介動画(30分) 実践：地震発生→災オベ確認→目標フォーマット作成→被害取り纏め→各種支援(応援、物的、人的、経済的支援)	①②③④
㊨県一般職員	対面開催4回＋動画配信 (1回1時間半) 1回50人程度	全職員が自分事として県の基礎的な災害対応の能力を習得	講義：埼玉版FEMAのシナリオやプロトコール紹介動画(10分) 実践：災オペ入力、目標フォーマット作成、例えば勤務時間中に発災し 3日後の現状の被害や対応、課題を整理し、今後の方針や対応を記載。状況は自分の職位・業務等に応じて記載	①②③
㊩市町村職員	ハイブリッド開催2回＋動画配信(1回2時間) 1回63人程度	埼玉版FEMAの理解を深め、関係機関同士の連結を強化	講義：埼玉版FEMAのシナリオやプロトコール紹介動画(10分) 実践：被害発生→災オペ入力→県作成の共有フォーマットで情報提供→市から支援要請(救助法、人的、物資)→県対応	①②③
㊪関係機関職員	動画配信	埼玉版FEMAの理解を深め、関係機関同士の連結を強化	講義：埼玉版FEMAのシナリオやプロトコール紹介動画(10分) 実践：共有フォーマットでの情報把握(埼玉版FEMA図上訓練)	①②③

※対象者：㊦県幹部職員、㊧県基幹職員、㊨県一般職員、㊩市町村職員、㊪関係機関職員

能力：①災害想像力、②災害準備力、③業務遂行力、④組織運営力、⑤意思決定力

(2) 職場研修、訓練 ※その他の各種研修、訓練は別に定める。

対象者		研修、訓練名	内容	能力
研修	㊦㊩㊵	危機管理防災部新任職員研修	危機管理防災部、支部の新任職員を対象とした基礎的な研修	①②
	①㊵㊩	統括部研修	統括部の各班の災害対応能力の向上と情報共有や連携強化を図る研修	①②③
	㊵	市町村情報連絡員研修	災害時に市町村庁舎に派遣し、県との連絡調整を行う連絡員のための研修	①②③
	①㊵㊩	彩の国災害派遣チーム員及び被災地派遣チーム員研修	災害時に県、市町村合同で被災地へ派遣する彩の国災害派遣チーム員及び被災地派遣チーム員の研修	①②③
	㊦	指揮命令権者演習	各部局長を対象にリーダーシップの発揮と災害対応力の向上を図る演習	①②③④⑤
	㊵	新規採用職員研修	【人づくり広域連合主催】階層別基本研修として、危機管理体制を学ぶ	①②
	①	主査級職員研修	【人づくり広域連合主催】階層別基本研修として、災害対応のマネジメントを学ぶ	①②③④
	㊦㊩㊵㊩	防災研修	【人づくり広域連合主催】特別研修として、災害対応を学ぶ	①②③
	㊦㊩㊵㊩	危機管理指導者養成研修	県・市町村の危機管理体制の強化と職員の能力向上を図る研修	①②③
訓練	㊦㊩㊵	初動対応訓練	全庁で地震時のシェイクアウトや参集メールの報告や初動対応の確認を行う訓練	①②③④
	㊦㊩㊵㊩㊦	大規模災害時対応図上訓練	全庁、市町村、消防、関係機関が参加しロールプレイング方式で行う図上訓練	①②③④⑤
	①㊵㊩	防災基地運営訓練	災害時の防災基地の運営を想定した物資搬出等の訓練	①②③
	㊦㊩㊵㊩㊦	広域物資輸送拠点運営訓練	国等からの救援物資を拠点で受入れて、トラック等で被災地へ搬出する訓練	①②③
	㊦㊩㊵㊩㊦	埼玉版FEMA図上訓練	関係機関同士の連結強化のため、シナリオに基づく検討型で行う図上訓練	①②③④
	①㊵	県業務継続計画訓練	各部署で業務継続計画に基づく非常時優先業務の確認等のグループワーク訓練	①②③
	㊦㊩㊵㊩㊦	9都県市合同防災訓練	9都県市や関係機関が参加し展示型で行う実動訓練	①②③④
	㊦㊩㊵㊦	県特別機動援助隊合同訓練	消防、医療、航空隊参加の埼玉県特別機動援助隊(埼玉 SMART)の実動訓練	①②③④
	㊦㊩㊵㊩㊦	国民保護実動訓練	国民保護事案発生時の情報収集や関係機関が連携した実動訓練	①②③④

※対象者：㊦県幹部職員、①県基幹職員、㊵県一般職員、㊩市町村職員、㊦関係機関職員

能力：①災害想像力、②災害準備力、③業務遂行力、④組織運営力、⑤意思決定力

(3) 外部研修、派遣、視察・調査・交流 ※その他の各種研修等は別に定める。

対象者		研修名	内容	能力
外部 研修	㊦㊩㊵㊱㊴	防災スペシャリスト研修	内閣府主催で「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を求める人材像と定め、知識・技能・態度を、座学や演習を通じて体系的に学ぶ	①②③④⑤
	㊦㊩㊵㊱㊴	災害対策専門研修	人と防災未来センター(兵庫県)主催で阪神・淡路大震災の教訓を基に、自治体防災職員等を対象に実例を入れた演習で実践的スキルを養う。	①②③④⑤
	㊦㊩㊵㊱㊴	災害マネジメント総括支援員等研修	総務省主催で国の応急対策職員派遣制度に基づく災害時の全国への職員派遣に関する研修	①②③④
	㊦㊩㊵㊱㊴	災害対策トレーニングセンター研修	東京大学主催で災害対策業務を8分野・47種類に分類した上で自治体、民間、市民等を対象に基礎・応用プログラムを実施	①②③④⑤
外部 派遣	①㊵㊱㊴	内閣官房、内閣府防災	国の危機防災の中核で業務をしながら学ぶ	①②③④⑤
	①㊵㊱㊴	政策研究大学院大学(修士課程防災・危機管理コース)	事前防災、緊急時対応、復旧・復興、危機管理政策等の総合的な判断・企画・実践能力を有する自治体等エキスパートを育成	①②③④⑤
視察 調査 交流	㊦㊩㊵㊱㊴	被災地視察	災害が発生した被災地を視察し、被害の規模感等を掴むとともに、現場の問題点や課題を調査し学ぶ	①②③
	㊦㊩㊵㊱㊴	防災先進事例調査	自治体や民間の防災に関する先進的な事例を調査し学ぶ	①②③④⑤
	㊦㊩㊵㊱㊴	応援受援自治体交流	首都直下地震や南海トラフ地震時における応援受援関係となる自治体と交流し、顔の見える関係や連携体制を強化	①②③

※対象者：㊦県幹部職員、①県基幹職員、㊵県一般職員、㊱市町村職員、㊴関係機関職員

能力：①災害想像力、②災害準備力、③業務遂行力、④組織運営力、⑤意思決定力

埼玉版 F E M A

埼玉県防災人材育成指針

令和 8 年 9 月 策定

<事務局>

埼玉県危機管理防災部危機管理課